# 5月12日は、

## 民生委員・児童委員の日です

一5月12日~18日は活動強化週間-

#### ご存じですか?民生委員・児童委員

地域住民の立場にたって、 地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働 大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。 また、民生委員は児童福祉法に定める児童 委員を兼ねています。

給与の支給はなく、ボランティアとして活動 しているもので、任期は3年です(再任が可)。

地域を見守る住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当地区で 高齢者や障がいのある人の安否確認や見守り、 子どもたちへの声掛けなどを行っています。

医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、 失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなどの 相談に応じて、必要な支援が受けられるよう、 地域と専門機関とのつなぎ役になります。 地域におけるつなぎ役、地域の絆づくりを進めています。

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力して地域の絆づくりを進め、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。

主任児童委員は、子どもや子育てに 関する支援を専門に担当しています。

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を 進めるために、平成6年1月に制度化されました。

> 地域の民生委員・児童委員と連携 しながら、子育ての支援や児童健全育成 活動などに取り組んでいます。



#### ~民生委員・児童委員の3つの基本姿勢~

①社会奉仕の精神 社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

②基本的人権の尊重 民生委員・児童委員には、民生委員法第15条に定められた守秘義務があります。 活動を行うにあたって、相談内容や個人の秘密を守り、個人の人格を尊重します。

③政治的中立 職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。



少子化や核家族化により地域のつながりが薄れるなか、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援が受けられるよう相談者と専門機関をつなぐのが、私たち「民生委員・児童委員」の存在です。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市内各地区でさまざまな活動を 行っていますので、今後とも、市民の皆さんの温かいご理解とご協力をよろしく お願いします。

亀山市民生委員児童委員協議会連合会 会長 草川和久

### 亀山市では、89人の民生委員・児童委員、 9人の主任児童委員が活動しています

市内には、亀山市民生委員児童委員協議会連合会があり、 4地区の地区民生委員児童委員協議会で構成されています。

亀山市民生委員児童委員協議会連合会

西部地区民生委員児童委員協議会(22人)

中部地区民生委員児童委員協議会(25人)

北部地区民生委員児童委員協議会(29人)

関地区民生委員児童委員協議会 (22人)

#### 主任児童委員の活動紹介

~地域の子ども · 子育て家庭の見守り~

私たち主任児童委員は、西部地区2人、中部地区2人、 北部地区3人、関地区2人で活動をしています。

子育てまっ最中のお母さんたちから、気軽に話しかけて もらえる「何でも話せる地域のおばちゃん・相談相手」に なれたらと思い活動をしています。

日々の子育てのなかで、「どうして」「どうしたら?」と 一人で思い悩み苦しまないで、気軽に話をすることで 気持ちが楽になるものです。

私たちは地域で子育てサロンを開き、子どもたちとの 楽しい遊びの場を設けています。子どもと一緒に遊んだり、 話し合いの場として、そしてお母さん同士の交流の場 としてぜひ活用してください。



〈川崎地区子育てサロンの様子〉



〈亀山市主任児童委員の皆さん〉

また、子どもたちの見守り活動を進める上で、市内の保育園・ 幼稚園、小・中学校へ訪問し、関係機関との連携を深めています。 子どもたちにとって、元気で明るく楽しい日々であることを 願って、そして子育てをしている人の心に寄り添いながら、 今後も活動を続けていきたいと思います。

> **鲁山市民生委員児童委員協議会連合会** 主任児童委員 代表 笹山ふみ子

## 平成 28 年に民生委員・児童委員が 一斉改選されます

民生委員・児童委員は、任期が3年であり、現在就任 している委員は平成28年11月30日に任期満了となります。

民生委員・児童委員の一斉改選は、次期候補者を民生委員・ 児童委員の担当する地区毎に、その地区内の自治会から適任な 人を推薦していただき、亀山市民生委員推薦会で選考を行い ます。

推薦会で推薦された候補者は、県での審査を経て、厚生労 働大臣が委嘱します。

#### 問合先

- ○健康福祉部地域福祉室 (あいあい ☎84-3311)
- ○亀山市民生委員児童委員協議会連合会 (亀山市社会福祉協議会内)

(あいあい ☎82-7985)